

第 8 号議案

令和元年 12 月 23 日 第 2 回競技運営専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体 自衛隊協力要請基本方針(案)の概要

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体の競技会運営に万全を期すため、自衛隊法及び同法施行令の規定に基づき、必要に応じて自衛隊に協力を要請するため、その基本的事項を次のとおり制定するもの。

2 主な内容

(1) 協力要請の範囲

- ① 通信に関する事。 ② 輸送に関する事。 ③ 医療及び救急に関する事。
④ 会場内外の整理に関する事。 ⑤ その他競技会の運営に関する事。

(2) 協力要請期間

(3) 協力要請手続（協定書締結、覚書交換）

(4) 業務分担

(5) 経費負担区分

(6) その他

(参考)

○ 根拠法令

○ 自衛隊法第 100 条の 3（運動競技会に対する協力）

防衛大臣は関係機関から依頼があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力をを行うことができる。

○ 自衛隊法施行令第 126 条の 12（運動競技会の範囲）

法第 100 条の 3 に規定する政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 オリンピック競技大会 二 アジア競技大会 三 国民体育大会 四 ワールドカップサッカー大会

○ 自衛隊法施行令第 126 条の 13（運動競技会の運営についての協力の範囲）

法第 100 条の 3 の規定により運動競技会の運営について協力をを行うことができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 式典に関する事。 二 通信に関する事。 三 輸送に関する事。
四 奏楽に関する事。 五 医療及び救急に関する事。 六 会場内外の整理に関する

こと

- 七 前各号に掲げるもののほか、運動競技会の運営の事務に関する事。